

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 小野 新次郎 様 〒100-0004 日本国 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町 ビル206区 ユアサハラ法律特許事務所	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 FA0055-19275	発送日 (日.月.年) 21.01.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/046064	国際出願日 (日.月.年) 26.11.2019	優先日 (日.月.年) 26.11.2018
国際特許分類 (I P C) D21H 19/52(2006.01)i; C08B 11/12(2006.01)i; C08B 15/04(2006.01)i; D21H 11/20(2006.01)i; D21H 19/34(2006.01)i; D21H 19/54(2006.01)i FI: D21H19/52; C08B11/12; C08B15/04; D21H11/20; D21H19/34; D21H19/54		
出願人 (氏名又は名称) 日本製紙株式会社		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
--

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 09.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 春日 淳一 4S 4866 電話番号 03-3581-1101 内線 3430
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	6, 9-10	有
	請求項	1-5, 7-8	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-10	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

JP 2018-3215 A (北越紀州製紙株式会社) 11.01.2018(2018-01-11)

実施例1、特許請求の範囲、段落0007

WO 2010/113805 A1 (日本製紙株式会社) 07.10.2010(2010-10-07)

実施例1、特許請求の範囲、段落0051

JP 2002-194691 A (凸版印刷株式会社) 10.07.2002(2002-07-10)

実施例11、特許請求の範囲

CN 106522024 A (GOLD EAST PAPER (JIANGSU) CO LTD) 22.03.2017(2017-03-22)

実施例1~3、特許請求の範囲、段落0041、0056

(1) 請求項1~4に係る発明は、上記文献1に対して新規性及び進歩性を有しない。また、請求項6、10に係る発明は、上記文献1に対して進歩性を有しない。

文献1(実施例1、特許請求の範囲、段落0007等)には、高い白紙光沢度及び印刷光沢度を有する塗工紙として、原紙上にセルロースナノファイバー0.02%、酸化澱粉及びTCC澱粉を合計で4.5%を含有する水溶液を塗布(クリア塗工層に相当する。)し、重質炭酸カルシウム等の顔料を含む塗工液を塗工(顔料塗工層に相当する。)して製造したものが具体例が記載されている。

また、上記澱粉やセルロースナノファイバーとして、具体的にいかなる物を採用するかは、当業者が適宜好適化するものであり、請求項6、10に記載のものと特定したところで当業者の予測を超える顕著な効果を奏するとは言えない。

(2) 請求項1、5、7~8に係る発明は、上記文献2に対して新規性及び進歩性を有しない。また、請求項2、6、9~10に係る発明は、上記文献2に対して進歩性を有しない。

文献2(実施例1、特許請求の範囲、段落0051等)には、顔料及び接着剤、セルロースナノファイバーを含有する塗工層を有する塗工紙が記載されており、実施例1には、重質炭酸カルシウム等の顔料100部、ヒドロキシエチルエーテル化澱粉5部、並びにカルボキシル基量が1.2mmol/gであるセルロースナノファイバー0.5部からなる塗工液を原紙両面に塗工して得た印刷用塗工紙が具体的に記載されている。

また、上記澱粉やセルロースナノファイバーとして、具体的にいかなる物を採用するかは、当業者が適宜好適化するものであり、請求項2、6、9~10に記載のものと特定したところで当業者の予測を超える顕著な効果を奏するとは言えない。

(3) 請求項1、5、7に係る発明は、上記文献3に対して新規性及び進歩性を有しない。また、請求項2、6、8~10に係る発明は、上記文献3に対して進歩性を有しない。

文献3(実施例11、特許請求の範囲等)には、クレー等の顔料100部、酸化澱粉5部、過ヨウ素酸ナトリウムで酸化された改質微細フィブリル化セルロース(アニオン変性セルロースナノファイバーに相当する。)3部を含有する塗料をNBKP原紙に塗工して印刷用塗工紙を得た具体例が記載されている。

また、上記澱粉やセルロースナノファイバーとして、具体的にいかなる物を採用するかは、当業者が適宜好適化するものであり、請求項2、6、8~10に記載のものと特定したところで当業者の予測を超える顕著な効果を奏するとは言えない。

(4) 請求項1、5に係る発明は、上記文献4に対して新規性及び進歩性を有しない。また、請求項2、6~10に係る発明は、上記文献4に対して進歩性を有しない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献4（実施例1～3、特許請求の範囲、段落0041、0056等）には、炭酸カルシウム100質量部、澱粉4質量部、セルロースナノファイバー0.1質量部を含有する塗料からなるトップコート層を有する塗工紙が具体的に記載されている。

また、上記澱粉やセルロースナノファイバーとして、具体的にいかなる物を採用するかは、当業者が適宜好適化するものであり、請求項2、6～10に記載のものとは特定したところで当業者の予測を超える顕著な効果を奏するとは言えない。